

桂川町

第2期障がい者計画



～互いに理解し 支え合い とともに生きる～



平成29年3月

桂川町

はじめに

本町は「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第5次桂川町総合計画」では協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、健康・福祉の充実を基本施策として、「高齢者や障がい者がいきいきと安心できる暮らしの支援」を掲げ、障がい福祉の充実に取り組んできました。

国では、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」などさまざまな法整備が行われ、障がい福祉サービスの体系が大きく変わり、めまぐるしく変化し続けています。

こうした状況の中、平成19年3月に「桂川町障害者福祉計画」を策定し、「互いに理解し 支え合い とともに生きる」を基本理念に掲げ、障がい者施策の総合的な推進に努めてまいりました。

今回、計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化や障がい者福祉制度の改正、本町における新たな課題に対応するため、「第2期障がい者計画」を策定したところです。

本計画では、これまでの障がい福祉施策の状況を検証するとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての人がいきいきと生活し、地域社会の一員として、自分らしい生活を自らの意思で選択できる社会の実現をめざしてまいります。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町障害者施策推進協議会」の皆様をはじめ、ご意見等をいただきました関係機関や町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。



平成29年3月

桂川町長 井上 利一

●●目次●●

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の策定体制と方法	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	9
第1節 人口・世帯の状況	10
1 人口構成の状況	10
2 世帯構成の状況	11
第2節 障害者手帳所持者などの状況	12
1 身体障がいのある人の状況	12
2 知的障がいのある人の状況	13
3 精神障がいのある人の状況	14
4 難病患者の状況	15
第3節 調査からみえてくる現状課題	17
1 各調査の概要	17
2 権利を守っていくための現状課題	17
3 自分らしい自立した生活を支援していくための課題	18
4 社会参加の機会を充実していくための現状課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	23
第1節 基本理念	24
第2節 基本目標	25
第3節 施策の体系	26
第4章 取り組んでいく施策	27
第1節 権利を守っていきます	28
1 差別の解消および権利擁護の推進	28
(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進	28
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	28
(3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進	29
2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮	30
(1) 役場の事務や事業における権利擁護のための配慮	30
(2) 選挙での投票環境の配慮	30

第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます	31
1 生活支援のための基盤づくり	31
(1) 生活を支援する情報提供の充実	31
(2) 生活を支援する相談支援体制の充実	31
(3) 生活を支援するサービスの充実	32
(4) 地域生活への移行支援の充実	32
2 保健・医療サービスの充実	33
(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実	33
(2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進	33
(3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実	33
(4) 精神保健・医療施策の推進	34
(5) 難病患者などへの支援の充実	35
3 雇用と就労の充実	36
(1) 就労支援の推進	36
(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実	37
(3) 雇用・就労機会の拡充	37
(4) 福祉的就労の場の充実	37
4 安全・安心対策の推進	38
(1) 災害時の避難行動支援体制の充実	38
(2) 災害時の多様な情報伝達の実施	39
(3) 悪徳商法による消費者被害対策の充実	39
第3節 社会参加の機会を充実していきます	40
1 療育と教育の充実	40
(1) 就学前から就学期における相談支援体制の充実	40
(2) 療育の場と機会の充実	40
(3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実	41
(4) 学校における進路指導・就労指導の充実	41
(5) 学校教育施設のバリアフリー化の推進	41
2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	42
(1) 地域での交流の機会の充実	42
(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実	42
(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援	43
(4) ボランティアの育成と活動の支援	43
3 生活環境の整備	44
(1) 福祉環境整備の促進	44
(2) 住宅・住環境整備の推進	44

4	コミュニケーションの支援	45
(1)	情報提供のバリアフリー化の推進	45
(2)	コミュニケーション支援の充実	45
第5章	計画の推進のために	47
第1節	市内ならびに関係機関との連携強化	48
第2節	国や県、近隣市町との連携強化	48
第3節	さまざまな組織・団体との協働体制強化	49
第4節	広報・啓発活動の推進	49
資料編	51
1	桂川町障害者施策推進協議会規則	52
2	協議会委員名簿	54
3	計画策定の経緯	55

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成25年に「障害者基本計画*¹（第3次）」（平成25年度～29年度）が策定され、共生社会*²の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

国の障害者基本計画*¹の第2次計画（平成15年度～24年度）から第3次計画の策定までには、「発達障害者支援法*³」、「障害者自立支援法*⁴」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法*⁵」という。）」の制定、「教育基本法*⁶」、「障害者基本法*⁷」の改正、障害者自立支援法*⁴を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法*⁸」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法*⁹」という。）」の制定などがなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

-
- * 1 **障害者基本計画**：障害者基本法第11条第1項に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられている。
 - * 2 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。
 - * 3 **発達障害者支援法**：長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立および社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。
 - * 4 **障害者自立支援法**：障がいのある人および障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成18年4月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。
 - * 5 **バリアフリー法**：高齢者や障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設および車両など、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物の構造および設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。
 - * 6 **教育基本法**：日本の教育に関する根本的かつ基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」と呼ばれることもある。平成18年12月に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和22年公布・施行の教育基本法の全部を改正したものである。現行法のもとで、障がいのある人に対する教育の機会均等について、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と、新たに規定された。
 - * 7 **障害者基本法**：障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。
 - * 8 **障害者総合支援法**：障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。旧法律名は障害者自立支援法。
 - * 9 **障害者差別解消法**：国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。

このような国内法の整備を受けて、国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約*1（以下、「障害者権利条約」という。）」を批准し、その効力は同年2月19日に発生しています。

桂川町においては、「桂川町障害者計画」（平成19年度～28年度）により、障がい者施策を推進してきました。

計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした本町の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「桂川町第2期障がい者計画」を策定し、本町における障がい者施策の一層の推進を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法*2」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい*3を含む）その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいおよび社会的障壁*4により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁*4」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記したほうが適切な場合などについては、「障害」と表記します。

-
- *1 **障害者の権利に関する条約**：平成18年（2006年）12月13日、第61回国連総会本会議で採択された人権条約。「障害者権利条約」ともいう。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律（自らの選択の自由を含む）および個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性および人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重および障がいのある人の受容、機会の均等、施設およびサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重および障がいのある子どもの同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権および基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。
 - *2 **障害者基本法**：障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。
 - *3 **発達障がい**：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
 - *4 **社会的障壁**：障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができない）。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成14年 2002年	●障がい者基本計画（第2次）の策定
平成15年 2003年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成17年 2005年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置づけの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成18年 2006年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成19年 2007年	★障害者権利条約署名
平成21年 2009年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成22年 2010年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成23年 2011年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成24年 2012年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成25年 2013年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業2.0%、国や地方公共団体など2.3%、都道府県などの教育委員会2.2%へ ●障害者基本計画（第3次）の策定
平成26年 2014年	★障害者権利条約批准
平成28年 2016年	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法^{*1}」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画^{*2}（第3次）」（平成25年度～29年度）や「福岡県障害者長期計画」（平成27年度～32年度）、また、桂川町における上位計画である「第5次桂川町総合計画」との整合を図りつつ、「桂川町障がい福祉計画」や「桂川町地域福祉計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「桂川町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法^{*3}第88条に基づくもので、障がい福祉サービス^{*4}などの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、桂川町における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

-
- *1 **障害者基本法**：障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。
 - *2 **障害者基本計画**：障害者基本法第11条第1項に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられている。
 - *3 **障害者総合支援法**：障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。旧法律名は障害者自立支援法。
 - *4 **障がい福祉サービス**：障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

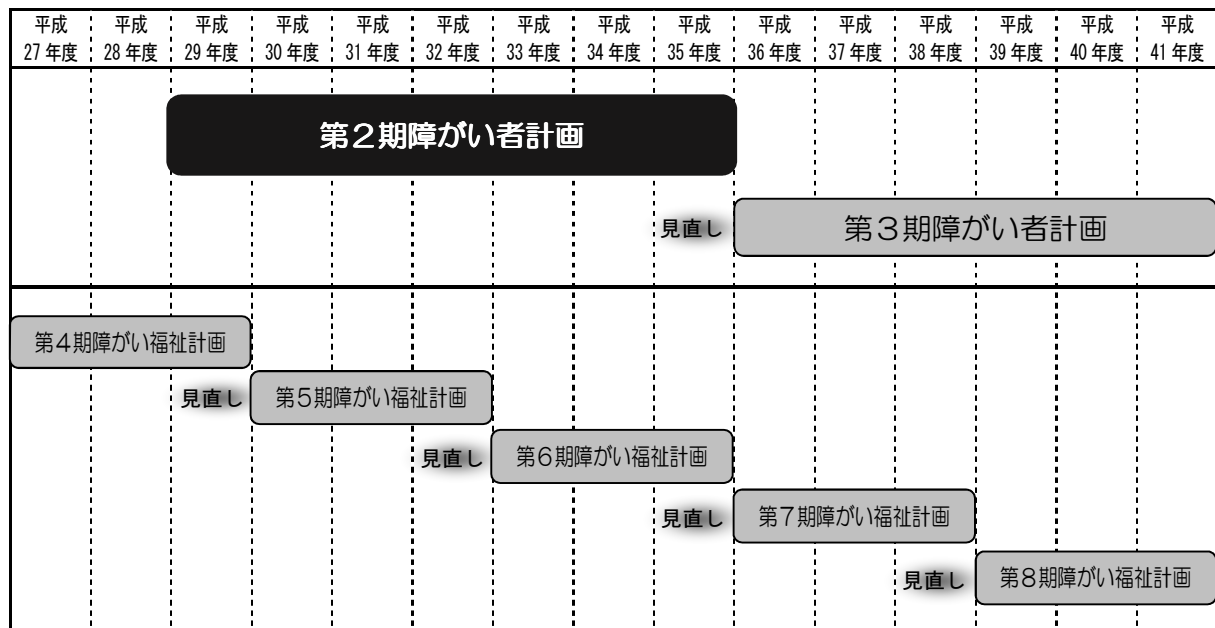
第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成35年度までの7年間とします。

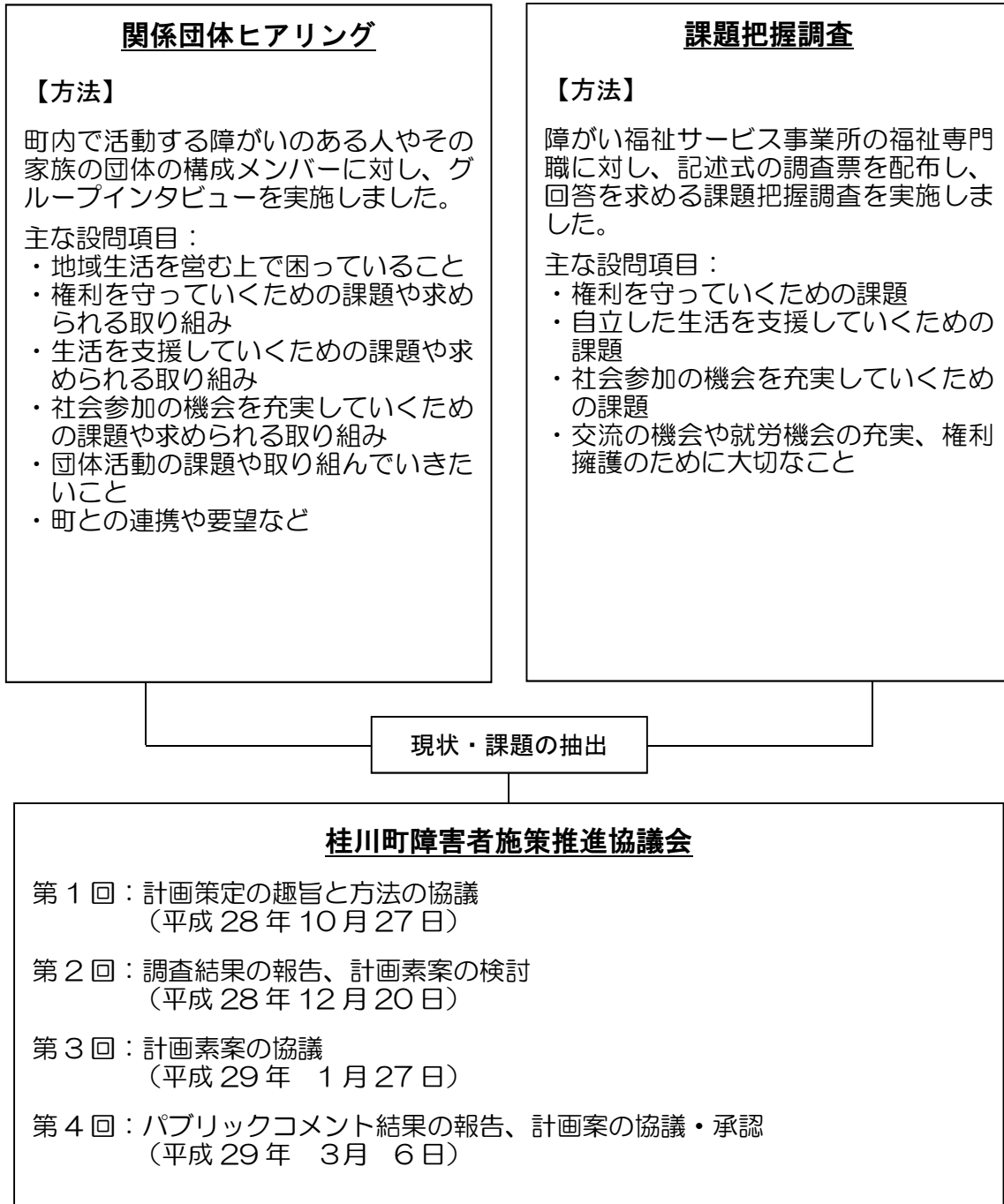
ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

なお、第3期以降の期間は、6年とし、障がい福祉計画（3年）の見直し年度に中間評価と見直しを行っていきます。

<計画の期間>



第4節 計画の策定体制と方法



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

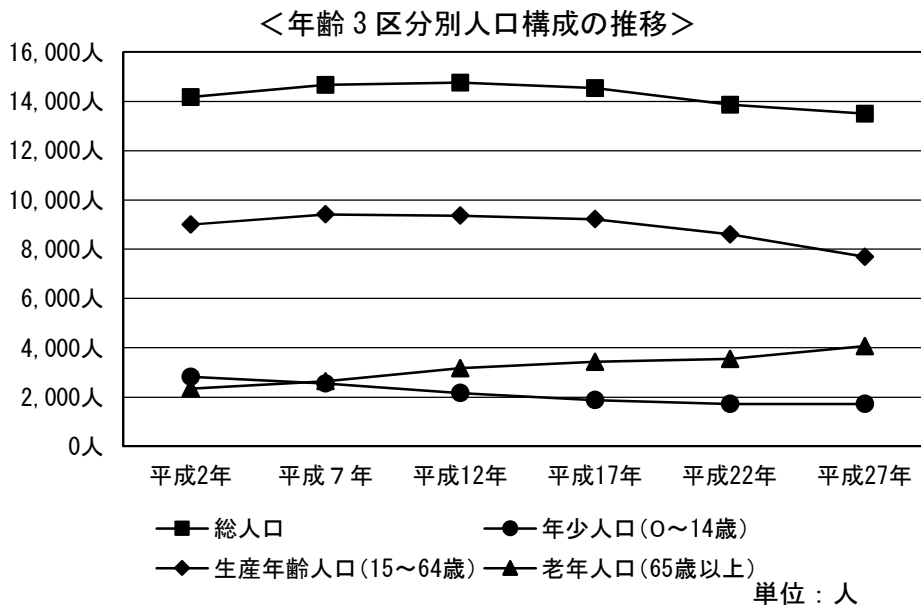
第1節 人口・世帯の状況

1 人口構成の状況

桂川町の総人口は平成12年以降、減少傾向にあり、平成12年の14,760人から平成27年には13,496人となり、15年間で1,264人減少しました。

年少人口（0～14歳）は、平成2年の2,824人から平成22年には1,719人となり、減少傾向でしたが、平成27年は1,725人で微増となりました。総人口に占める割合で見ると、平成2年に19.9%であったものが、平成27年には12.8%となりました。生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年の9,414人から平成27年の7,694人となり、一貫して減少傾向になりました。総人口に占める割合で見ると、平成2年に63.5%であったものが、平成27年には57.0%となりました。老年人口（65歳以上）は、平成2年の2,346人から平成27年の4,065人となり、一貫して増加傾向となりました。総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には16.5%であったものが、平成27年には30.1%となりました。

桂川町では、平成22年から平成27年間の年少人口が微増となったものの、長期的にみると減少傾向といえ、老年人口は一貫して増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	14,182	14,667	14,760	14,535	13,863	13,496
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口 (0歳～14歳)	2,824	2,558	2,167	1,880	1,719	1,725
	19.9%	17.4%	14.7%	12.9%	12.4%	12.8%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	8,999	9,414	9,369	9,217	8,592	7,694
	63.5%	64.2%	63.5%	63.4%	62.0%	57.0%
老年人口 (65歳以上)	2,346	2,649	3,173	3,438	3,545	4,065
	16.5%	18.1%	21.5%	23.7%	25.6%	30.1%

※合計値は年齢不詳を含む

資料：国勢調査

2 世帯構成の状況

桂川町の一般世帯総数は、平成2年の4,522世帯から平成27年の5,205世帯となり、25年間で683世帯増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、減少傾向となりました。核家族世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の割合に注目すると、平成2年に13.1%であったものが、平成27年には20.8%となりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の756世帯から平成27年には1,392世帯となり、25年間で636世帯増加しました。単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らし世帯の割合に注目すると、平成2年に43.4%であったものが、平成27年には56.3%となりました。

高齢者夫婦のみと高齢者のひとり暮らし世帯など、高齢者のみの世帯が急速に増加している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯 総数	核家族 世帯数	単独世帯		
			高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	高齢者 ひとり暮らし
平成2年	4,522	2,866	376	756	328
	100.0%	63.4%	8.3%	16.7%	7.3%
平成7年	4,765	2,992	398	868	403
	100.0%	62.8%	8.4%	18.2%	8.5%
平成12年	4,993	3,118	473	993	496
	100.0%	62.4%	9.5%	19.9%	9.9%
平成17年	5,249	3,216	500	1,213	619
	100.0%	61.3%	9.5%	23.1%	11.8%
平成22年	5,204	3,146	531	1,306	671
	100.0%	60.5%	10.2%	25.1%	12.9%
平成27年	5,205	3,139	653	1,392	783
	100.0%	60.3%	12.5%	26.7%	15.0%
		100.0%	20.8%	100.0%	56.3%

資料：国勢調査

第2節 障害者手帳所持者などの状況

1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳*1の所持者数は、平成24年の958人と平成28年の922人を比較すると36人減り、この間は減少傾向となりました。

年代別でみてみると、身体障害者手帳*1所持者のほとんどが18歳以上で、平成28年には、18歳以上の身体障害者手帳*1所持者が913人で、全体の99.0%を占めました。障がい程度別でみてみると、最重度である身体障害者手帳*11級が最も多く、次いで4級が続きました。平成28年には、身体障害者手帳*11級の所持者と2級の所持者を合わせると422人で、全体の45.8%を占め、重度の身体障害者手帳*1所持者が4割を超えました。障がい種別でみてみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成28年では527人で、全体の57.2%を占めました。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

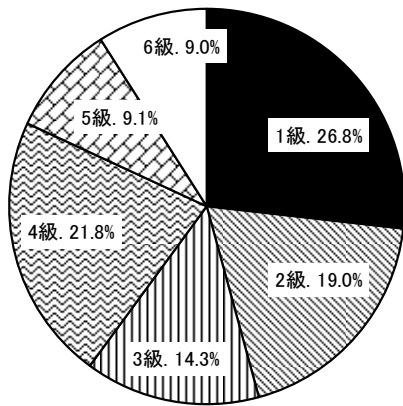
単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
合計		958	957	954	941	922
年代別	18歳未満	16	16	14	11	9
	18歳以上	934	941	940	930	913
障がい程度別	1級	278	277	272	261	247
	2級	174	175	170	171	175
	3級	140	134	133	133	132
	4級	199	208	214	206	201
	5級	92	90	88	86	84
	6級	75	73	77	84	83
障がい種別	視覚障がい	116	111	111	103	98
	聴覚・平衡機能障がい	89	91	93	95	94
	音声・言語・そしゃく機能障がい	22	21	21	20	20
	肢体不自由	550	551	548	538	527
	内部障がい	181	183	181	185	183

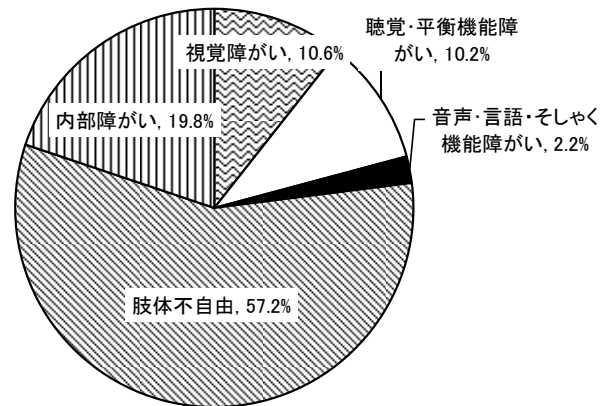
資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

*1 **身体障害者手帳**：身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

<障がい程度別の割合（平成28年）>



<障がい種別の割合（平成28年）>



2 知的障がいのある人の状況

療育手帳*1の所持者数は、平成24年の131人と平成28年の141人を比較すると10人増え、この間は増加傾向となりました。

年代別でみると、18歳未満の療育手帳*1所持者のほうが、18歳以上よりも少なく、平成28年では、18歳未満の療育手帳*1所持者が25人で、全体の17.7%を占めました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳*1Aの所持者のほうが、中・軽度のBよりも多く、平成28年では、療育手帳*1Aの所持者が78人で、全体の55.3%を占めました。

<療育手帳所持者数の推移>

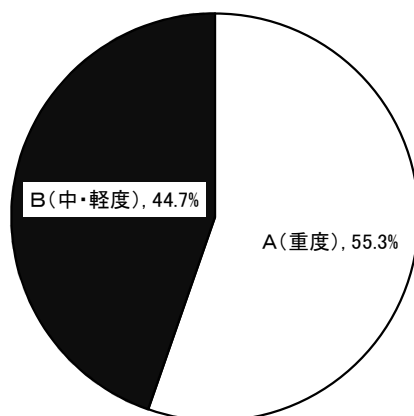
単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
合計		131	134	135	137	141
年代別	18歳未満	25	27	25	23	25
	18歳以上	106	101	110	114	116
障がい程度別	A(重度)	70	71	75	76	78
	B(中・軽度)	61	63	60	61	63

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

*1 療育手帳：児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

<障がい程度別の割合（平成28年）>



3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳^{*1}の所持者数は、平成24年の75人と平成28年の95人を比較すると20人増加しました。

年代別でみると、精神障害者保健福祉手帳^{*1}所持者の大半が18～64歳で、平成28年では、18～64歳の精神障害者保健福祉手帳^{*1}所持者が72人で、全体の75.8%を占めました。障がい程度別でみると、精神障害者保健福祉手帳^{*1}所持者の大半が2級で、平成28年では、精神障害者保健福祉手帳^{*1}2級の所持者が62人で、全体の65.3%を占めました。

また、自立支援医療^{*2}（精神通院医療）の受給者数は、平成24年の170人と平成28年の275人を比較すると105人増え、この間一貫して増加しました。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

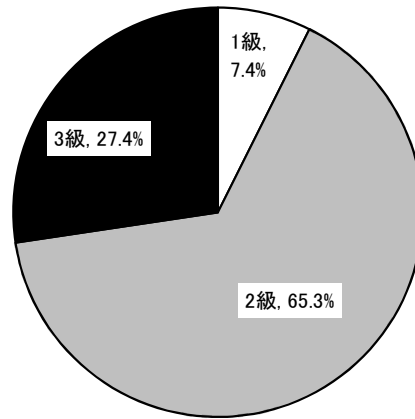
単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
合計		75	77	90	91	95
年代別	18歳未満	1	0	0	1	0
	18歳～64歳	65	65	74	64	72
	65歳以上	9	12	16	26	23
障がい程度別	1級	6	7	7	6	7
	2級	50	48	56	58	62
	3級	19	22	27	27	26

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

*1 **精神障害者保健福祉手帳**：精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。
*2 **自立支援医療**：心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

<障がい程度別の割合（平成28年）>



<自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移>

単位：人

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	170	172	178	214	275

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

4 難病患者の状況

「難病*¹」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律*²」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病*³や筋萎縮性側索硬化症（ALS）*⁴などが難病*¹に該当します。

難病*¹のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、

- *1 **難病**：医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、難病の患者に対する医療等に関する法律では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。
- *2 **難病の患者に対する医療等に関する法律**：難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。
- *3 **パーキンソン病**：進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。
- *4 **筋萎縮性側索硬化症（ALS）**：重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律*¹」と「改正児童福祉法*²」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成 27 年 7 月 1 日現在、医療費助成制度の対象となる指定難病は 306 疾病、小児慢性特定疾病は 704 疾病となりました。

平成 28 年の特定疾患医療受給者証の所持者は 131 人、小児慢性特定疾患医療受診券の所持者は 2 人となりました。

＜特定疾患医療受給者証所持者数などの推移＞

単位：人

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
特定疾患医療受給者証所持者数 (特定医療費(指定難病)支給認定者数)	112	117	121	131
小児慢性特定疾患医療受診券所持者数 (小児慢性特定疾病医療費支給認定者数)	4	3	3	2

資料：福岡県（各年 4 月 1 日現在）

平成 27 年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

*¹ **難病の患者に対する医療等に関する法律**：難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。
 *² **児童福祉法**：児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

第3節 調査からみえてくる現状課題

1 各調査の概要

【関係団体ヒアリング】

- 調査対象 : 桂川町手をつなぐ育成会、桂川手話の会、嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会、桂川点訳カトレアの会、桂川町身体障害者福祉協会
- 調査日 : 桂川町手をつなぐ育成会 平成28年11月15日
桂川手話の会 平成28年11月17日
嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会 平成28年11月21日
桂川点訳カトレアの会 平成28年11月30日
- 調査方法 : 団体ごとのグループインタビュー（約1時間）
桂川町身体障害者福祉協会については、記述式調査票の配布・回収

【課題把握調査】

- 調査対象 : 桂川町所在の障がい福祉サービス*1事業所などに勤務する専門職
- 調査期間 : 平成28年11月
- 調査方法 : 記述式調査票の配布・回収

2 権利を守っていくための現状課題

○ 障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強い

関係団体ヒアリングでは、「毎年、ひまわりフェスタという福祉の集いがあるが、作業所や施設やいろいろな団体が出店をするのだが、昨年、奇声をあげるお子さんに対する苦情がほかの団体からあったそうだ。そのときに、地域の方にやはり理解をしていただけていないということを感じた」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある人に対して、いまだに偏見を持っている人もいる。家族に障がい者がいることを恥ずかしい思いや、隠したい人たちもいる」などを指摘する意見がありました。

障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強い様子がうかがえます。

○ 障がいや障がいのある人についての理解を深めるための取り組みが大事だ

関係団体ヒアリングでは、「障がいのある人の権利を守っていくための課題は大きく、また深いと思う。障がいのある人は普段、そうではない人たちとのかかわりが少なく、接し方がわからないと思う。逆に、そうではない人のほうも同じことがいえる。まず、障がいのある

*1 障がい福祉サービス：障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

人たちのことを知って、機会があれば声をかけ、相手を理解してほしい。思いやりの心をもつこと、それを広めることが大切だと考える」との意見がありました。

また、「以前は学校の点字講習会に呼ばれて、そのときにアイマスク体験をさせたり、点字ブロックの説明をしたりという機会があったが、ゆとり教育が終わってから依頼が少なくなった。点字の講習会をすることで、外出したときに駅やいろいろな場所で点字に気づくことができたり、白杖を持った方に関心を持ってもらえたりできると思う」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある人に対する正しい知識と理解の普及に努めることで、人権意識が高まるのではないか」や「支援する側の人間がしっかり障がい者の人権などに関して学び、理解を深めて、それを反映していくことが大事だ」などの意見がありました。

障がいのある人の権利を守っていくために、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための場や機会の充実を図っていくことが求められています。

○ 虐待を防止していくための取り組みをすすめていくことが大事だ

課題把握調査では、「虐待を受けている、虐待を受けている人をみた場合など、ただちに町に通報することが大事だ」と指摘する意見とともに、「相手が子どもである、高齢者である、障がいのある人であるということにかかわらず、『虐待＝悪』ということを知徹底されることが大切だ。」などの意見がありました。

障がいのある人に対する虐待は重大な人権侵害であるとの認識から、その防止のための取り組みをすすめていくことが大事です。

3 自分らしい自立した生活を支援していくための課題

○ 地域生活を支援していくため、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大事だ

関係団体ヒアリングでは、「今は春日市に、筑紫地区5市1町の管轄で地域活動支援センター*1があって、精神障がいのある人の相談所や、精神障がいのある人が集まれる場所があって、専門家の人たちもいるので、誰でも行きやすいと聞いている。桂川町にはそのような地域活動支援センター*1がない」や「グループホーム*2に入っているのだが、手話のできる職員の方がいない。彼のことをわかっているのに対応をしていないのは問題だと思う」との意見がありました。

障がいのある人の地域生活を支援していくために、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大切です。

○ 生活支援のために大切になる情報をきちんと提供されることが求められている

関係団体ヒアリングでは、「困ったときに相談する場所がよくわからない。制度やサービスの十分な情報が提供されていない」との意見がありました。

*1 **地域活動支援センター**：障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

*2 **グループホーム**：障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。

課題把握調査では、「自立支援制度を十分に利用していない障がいのある人もいるし、また、そのような制度があることを知らない障がいのある人もいる」との意見がありました。

障がいのある人やその家族に対し、必要とされる福祉に関する支援など、地域での生活を営む上で大切になる情報について、きちんと提供されることが求められています。

○ 必要な支援につながるよう、きめ細かいていねいな相談支援が求められている

関係団体ヒアリングでは、「桂川町には、精神障がいの方の専門の相談員さんがいないので、そのような相談できる場所があると安心感が持てるのではと感じている」との意見や、「当事者家族が務める相談員が本当は地域にいて、民生委員さんのように地域の方々の意識に定着するようになったり、あるいは公然化されたり、そういう関係になれば、地域の当事者や家族が相談しやすくなると思う。しかし、なかなか現実はそうはなっていない」との意見がありました。

課題把握調査では、「介護制度利用だけでは時間不足。家族の時間がもてない。家族も四六時中の介助もできなけれど、家族が抱え込んでしまっている」など、十分な支援につながっていない様子を指摘する意見がありました。また、「障がいのある人が自分らしい自立した生活を営んでいくためには、周囲の介助が必要であり、介助があれば何とか自分でやっていける人もいます。自分の思いをうまく伝えられないもどかしさがあり、少ない情報で思いをくみ取ることが大事だ」など、本人の思いに耳を傾けながら、ていねいな相談支援をすすめていくことが大事との意見がありました。さらに、「自分の子どもに障がいがあることを受け入れることができなかつたりしている」などを指摘する意見がありました。

障がいのある人やその家族に対し、困りごとや悩みごとを抱え込むことなく、必要な支援につながるよう、きめ細かいていねいな相談支援が求められています。

○ 今後の暮らし方のよりよい選択のために悩んでいる様子が見える

関係団体ヒアリングでは、「自分たちがいなくなった後のことは一番の問題だと思うので、元気なうちにどこかに入所できればとは思っています。しかし、もともと知的障がい者の施設だったところが、年月が経って利用者も高齢化して、高齢者施設のようになっているところもあると聞いている」や「将来への不安を持っていると思う。手元で育てるべきか、専門の施設にお世話になったほうがよいか悩まれていると思う。親の立場として、先々自分たちが亡くなったときに、残された子どもがどうなるかが不安」との意見がありました。

自宅で家族と暮らしたいとの希望がある一方で、施設入所も検討している様子など、より良い選択のために悩んでいる様子が見えます。

○ 保健や医療のサービスをきちんと利用できる安心感のある地域生活の支援が大切だ

関係団体ヒアリングでは、「通院・服薬による治療以外にないのが現状だけでも、通院を大きく阻害しているのが交通費の負担である。ところが通院が不可欠とされる精神障がいであるにもかかわらず交通運賃の割引が適用されていない」との意見がありました。

保健や医療のサービスをきちんと利用でき、安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができるよう支援していくことが大切です。

○ 障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められている

課題把握調査では、「就労支援サービス利用の理解と情報提供が大事だ。既存の事業所などへの就労にこだわるのではなく、障がいのある人のニーズにも、社会のニーズにも合う就労の場をつくっていくといいのではないかと思う」などの意見とともに、「一般就労^{*1}をしても、会社でいじめにあい、続けていくことが難しいケースをよく耳にする。就労した後のフォローが必要と感じる。就労先の会社も、さらに理解してもらえよう取り組む必要がある」などを指摘する意見がありました。

障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められています。

○ 災害時の避難行動支援の体制づくりをすすめておくことが大切だ

関係団体ヒアリングでは、「聞こえに不自由がある人たちの立場で考えたときに、防災無線や注意事項の放送などが聞こえないというのは、一番困ることではないかと思う」との意見がありました。

課題把握調査では、「日頃から避難場所を確認しあたり、もしものときにどうするか、日常会話のなかで取り上げたりして、特別な訓練だけではなく、普段の生活のなかでも、非常時の対応を意識づけしていくことが大切だ」や「施設としても、災害対策など考えているが、施設を避難場所として活用してもらうこともよいと思う。特別な措置を取れる場所を事前に確保しておくべきだと思う」などの意見がありました。

災害時の避難行動に対する適切な支援ができるよう、地域ぐるみでの体制づくりをすすめていくことが大切です。

4 社会参加の機会を充実していくための現状課題

○ 保護者に対するていねいな相談支援が大切だ

関係団体ヒアリングでは、「今、学校も支援員を増やしてはいるが、その子だけにかかわれるわけではないので、どうしても差が広がって行って本人もきつくなると思う。しかし、学校としても個人情報を外に出せないというのがあるので、親御さんからの相談がないと、つなぐことは難しいようである」との意見がありました。

障がいのある子どもを育てている保護者に対するていねいな相談支援が大切です。

○ 誰もが気軽に参加できる地域での行事や交流の場や機会をつくっていくことが大切だ

関係団体ヒアリングでは、「地域の夏祭りなどにも皆さんは行かれていないと思う。私が住んでいる地区のなかにも、障がいのある方がいらっしゃると思うので、何かのときはかかわっていきたいと思っているが、そういう方々はなかなか出てこられないのでわからない」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいにこだわらず、地域の活動や交流の場に障がいのある人も同じように参加できるような配慮があればよいと思う」などと指摘する意見とともに、「社会参加の機会をつくる環境や、情報をどのように得るかという問題があると思う。地域での交流や

*1 一般就労：民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

社会参加の機会を知るチャンスがなく、また出向いていくことが困難である」などの意見がありました。さらに、「施設や学校しか行き場がない。社会参加する、できるような機会が少ない。パソコン教室や手芸教室などに障がいがあっても、できれば参加されるとよいと思う」との意見がありました。

地域において孤立もしくは孤立しがちな障がいのある人やその家族を含め、障がいの有無にかかわらず、気軽に参加できる地域での行事や交流の場や機会をつくっていくことが大切です。

○ 障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動の支援が大切だ

関係団体ヒアリングでは、「先日、長谷山登山を行ったが、登ってきた人はみんな喜ばれるし、たくさんの障がいのある人が参加される。ボランティアの方もたくさんこられるが、障がいのことをわかっていないと、手助けは難しいと思う」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある人が外出したくても、サポートしてくれる人が周りにいなければ何もできない人たちもいる。その部分を支援につなげられるような取り組みが大切だ」などと指摘する意見がありました。

障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動の支援が大切です。

○ 障がいのある人やその家族が組織する団体への支援が求められている

関係団体ヒアリングでは、「聴覚に障がいがあっても家族の方がいると、通訳の必要もないので、手話の会に入るメリットがないと思われるのかもしれない。しかし、それでは手話が広がらないので、私たちは参加しやすい会にして、聴覚障がいのある方に出てきてもらえるよう行政と一緒に考え、家にひきこもることがないようにしなければと思う」との意見や、「現在学校に通っているお子さんをお持ちの方で、困っている方もいると思う。そういう方々への働きかけが、個人情報保護の関係でなかなか難しいのだが、同じ立場の親の話を聞く機会がほしい方もいると思う。どうしたらいいだろうかと思う」との意見がありました。

障がいのある人やその家族が組織する団体への支援が求められています。

○ 建築物や公共交通機関のバリアフリー化をより一層すすめていくことが大事だ

関係団体ヒアリングでは、「バリアフリー^{*1}化されているところが少なく、利用できる施設に限りがある」や「桂川町全体の道路の歩道が狭いように感じる。また、歩道のデコボコが多く、足の悪い人や車いすで通るとき、スムーズに歩きにくいように感じる」との意見がありました。また、「外出先で車いす専用駐車場がない。買い物に行ったときに車いす専用のところに駐車できないことがある」や「点字ブロックの上に自転車や車が停まっていることがあるが、点字ブロックの意味を知らない方がいるのではないかと思うことがある」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいの種類や程度によって異なるが、駅や交通機関、店舗などで障

*1 バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

障がいのある人は不便を感じていることがまだまだたくさんあると思う。バリアフリー*1化されているところが少なく、利用できる施設に限りがある」などの意見がありました。また、「身体障がい者用駐車スペースにそうではない人が停めている。障がいのある人が車で移動しても、そうではない人が停めているため、遠くに停めなければならない」などと指摘する意見がありました。

建築物や公共交通機関などについて、障がいのある人が利用することを十分に配慮し、より一層バリアフリー*1化をすすめていくことや、身体障がい者用駐車スペースなどのマナー向上のための取り組みが大切です。

○ コミュニケーション支援の充実を図っていくことが大事だ

関係団体ヒアリングでは、「通訳派遣事業の充実を図ってほしい。病院なども、筆談ができるのでそれほど困ることはないようだが、産婦人科では、聴覚障がいがあるということに断られたそうだと」の意見がありました。また、「聞こえに不自由がある人に困っていることを聞いてもなかなか出てこないが、本当は私たちよりずっと情報量が少なく、そのことを知っていればもっとわかるようにしてほしいと思うはずである」との意見や、「図書の点訳は時間がかかるので、せっかくだから桂川町の図書館にも置けたらいいと思う。また、広報紙も1部図書館に置いておけば必要な方が、試し読みができると思う」との意見がありました。

障がいのある人が、可能な限り簡単に情報を手に入れたり、伝えたりすることができるよう、コミュニケーションの支援の充実を図っていくことが大切です。



*1 バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

互いに理解し 支え合い とともに生きる

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”のなかで、地域社会の一員として、自分らしい生活を送ることのできる社会の実現をめざします。

そのためには、すべての障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを確認し、さらに障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、町民一人ひとりが障がいおよび障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

あわせて、基本的人権尊重の理念に立ち、障がいがある人もない人も同等な権利が得られるよう、さまざまな支援をすすめていくことが必要となります。

本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、町民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざします。

桂川町障害者計画（平成19年度～平成28年度）では、上述のように基本理念を掲げ、「互いに理解し 支え合い とともに生きる」ことをめざして、桂川町における障がい者施策を推進してきました。

この基本理念は、普遍的なものとして第2期計画においても継承しながら、引き続き、障がい者施策をすすめていきます。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

自分らしい自立した生活を支援していきます

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことや、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができ、また、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感でき、さらに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

社会参加の機会を充実していきます

適切な療育*¹と教育の場や機会、地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させるとともに、バリアフリー*²化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられ、さらに、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます

*1 **療育**：障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

*2 **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

第3節 施策の体系

基本目標	施策の柱	施策
権利を守って いきまます	1 差別の解消および 権利擁護の推進	(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進
	2 行政サービスなどでの 権利擁護のための配慮	(1) 役場の事務や事業における権利擁護のための配慮 (2) 選挙での投票環境の配慮
自分らしい自立した生活を支援して いきます	1 生活支援のための 基盤づくり	(1) 生活を支援する情報提供の充実 (2) 生活を支援する相談支援体制の充実 (3) 生活を支援するサービスの充実 (4) 地域生活への移行支援の充実
	2 保健・医療サービスの 充実	(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実 (2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進 (3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実 (4) 精神保健・医療施策の推進 (5) 難病患者などへの支援の充実
	3 雇用と就労の充実	(1) 就労支援の推進 (2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実 (3) 雇用・就労機会の拡充 (4) 福祉的就労の場の充実
	4 安全・安心対策の推進	(1) 災害時の避難行動支援体制の充実 (2) 災害時の多様な情報伝達の実施 (3) 悪徳商法による消費者被害対策の充実
社会参加の機会を充実して いきます	1 療育と教育の充実	(1) 就学前から就学期における相談支援体制の充実 (2) 療育の場と機会の充実 (3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実 (4) 学校における進路指導・就労指導の充実 (5) 学校教育施設のバリアフリー化の推進
	2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の 機会の充実	(1) 地域での交流の機会の充実 (2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実 (3) 障がいのある人やその家族の団体の支援 (4) ボランティアの育成と活動の支援
	3 生活環境の整備	(1) 福祉環境整備の促進 (2) 住宅・住環境整備の推進
	4 コミュニケーションの 支援	(1) 情報提供のバリアフリー化の推進 (2) コミュニケーション支援の充実

第4章 取り組んでいく施策

第1節 権利を守っていきます

1 差別の解消および権利擁護の推進

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会^{*1}」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みをすすめます
- ② 障がいを理由とする差別の解消をすすめます
- ③ 障がいのある人の権利擁護^{*2}のための取り組みをすすめます

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

- 住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。
- 障がいや障がい福祉に関する住民や事業者などの理解を深めるための講演会やイベントなどの開催に努めます。
- 児童・生徒が幼少の頃から、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において、人権教育や福祉教育をすすめます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法^{*3}について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 障害者雇用促進法^{*4}に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。

*1 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

*2 **権利擁護**：生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

*3 **障害者差別解消法**：国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。

*4 **障害者雇用促進法**：身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

(3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

- 障がいのある人の人権や権利擁護*¹を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。
- 障がい者虐待防止センター*²の機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見などをすすめます。
- 関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度*³の普及啓発と利用促進を図ります。
- 判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業*⁴の普及啓発と利用促進を図ります。
- 福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携し解決に努めながら、福祉サービス利用者などの権利擁護*¹および福祉サービスの向上に努めます。



- * 1 **権利擁護**: 生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。
- * 2 **障がい者虐待防止センター**: 障害者虐待防止法では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。
- * 3 **成年後見制度**: 知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。
- * 4 **日常生活自立支援事業**: 認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができる「共生社会*1」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 役場における事務や事業のなかで存在する社会的障壁*2を除去します
- ② 選挙での障がいのある人に配慮した投票環境を整えます

(1) 役場の事務や事業における権利擁護のための配慮

- 町職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
- 役場における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法*3に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁*2の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
- 役場ならびに町が所管する行政窓口では、コミュニケーション支援に配慮した取り組みをすすめます。
- 障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用するとともに、町のホームページについては、文字拡大機能や背景色変更機能などを強化しながらわかりやすい情報提供をすすめます。

(2) 選挙での投票環境の配慮

- 投票所での段差解消など、投票環境の向上に努めます。

*1 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

*2 **社会的障壁**：障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒の学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができない）。

*3 **障害者差別解消法**：国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。

第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます

1 生活支援のための基盤づくり

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことができる「共生社会*1」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス*2などによる生活支援の充実を図ります。
- ② 施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人の退院や地域移行を促進するための環境整備をすすめます。

(1) 生活を支援する情報提供の充実

- 町の広報紙やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

(2) 生活を支援する相談支援体制の充実

- 障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、町内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。
- 相談支援にかかわる町職員の専門的知識の充実や適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス*2事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。
- 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。
- 役場だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、障がいのある人やその家族による相談活動の取り組みを支援するなど、障がいのある人がより相談しやすい環境づくりをすすめます。

*1 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

*2 **障がい福祉サービス**：障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

(3) 生活を支援するサービスの充実

- 障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス*¹事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保と、金銭管理などの生活援助の充実を図ります。
- 障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。
- 地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具*²や補装具*³、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。
- 障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。
- 障がいのある人の生活や就労などの支援を担う専門職について、その重要性や役割、養成の場や機会などに関する情報提供の充実を図りながら、人材の育成や確保のための取り組みをすすめます。

(4) 地域生活への移行支援の充実

- 住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。

*1 **障がい福祉サービス**：障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

*2 **日常生活用具**：障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

*3 **補装具**：身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車椅子が有名。肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

2 保健・医療サービスの充実

保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会*1」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 適切な支援につないでいく障がいの早期発見体制の充実を図ります
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・治療をすすめ、健康管理を支援します
- ③ 障がいのある人や難病*2を抱える人が、身近な地域で保健・医療サービスやリハビリテーション*3を受けることができる施策や体制づくりをすすめます

(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実

- 乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などでの保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関と連携を強化しながら早期療育*4につなげます。
- 障がい受容の観点などから、児童や保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいにすすめながら、適切な療育*4支援につなげます。

(2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

- 障がいの悪化や原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種検診（がん検診など）の受診や健康教育、健康相談などを実施します。
- 障がいのある人の健康づくりを支援するため、本人や家族などに対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。

(3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実

- 障がいのある人が、障害者差別解消法*5に基づく合理的配慮*1の考え方を踏まえ

*1 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

*2 **難病**：医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、難病の患者に対する医療等に関する法律では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

*3 **リハビリテーション**：心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に發揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

*4 **療育**：障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

*5 **障害者差別解消法**：国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

つつ、身近な地域で、いつでも必要かつ適切な切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努めます。

- 地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、地域におけるリハビリテーション*²体制の充実に努めます。

(4) 精神保健・医療施策の推進

- 精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発や相談支援の充実に努めるとともに、精神科医療機関と他の医療機関との連携をすすめます。
- 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や医療機関などの関係機関、ならびに相談支援事業所などとの連携を強化し、未受診や治療中断者など、きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくりをすすめます。また、ひきこもり状態にある人やその家族への支援策のさらなる充実にについて検討します。
- 地域活動支援センター*³や相談支援事業所などによる利用者への日常的なかかわりや、土日休日や夜間の対応など、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。

に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。

- * 1 **合理的配慮**：障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。
- * 2 **リハビリテーション**：心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。
- * 3 **地域活動支援センター**：障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

(5) 難病患者などへの支援の充実

- 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携し、また、医療機関と協力しながら、専門的な情報提供や相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「福岡県難病相談・支援センター*1」につなぎます。
- 難病*2患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。



*1 **難病相談支援センター**：難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者およびその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを行い、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的に都道府県が設置する機関。難病の患者に対する医療等に関する法律において法定化されている。

*2 **難病**：医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、難病の患者に対する医療等に関する法律では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

3 雇用と就労の充実

仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できる「共生社会^{*1}」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 一般就労^{*2}を希望する障がいのある人ができる限り就労でき、さらに就労が継続できるように支援します
- ② 一般就労^{*2}が困難である障がいのある人に対しては、就労継続支援B型事業所^{*3}などで就労し、活動できる取り組みをすすめます
- ③ 福祉的就労^{*4}の場が充実したものになるように支援します

(1) 就労支援の推進

- 国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率^{*5}の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮^{*6}の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、住民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。
- 事業所への就労や就労移行支援^{*7}など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法^{*8}に基づく合理的配慮^{*6}に関する啓発などを含め、事業所への働きかけをすすめます。

-
- *1 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。
 - *2 **一般就労**：民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。
 - *3 **就労継続支援B型事業所**：障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスを提供する事業所。
 - *4 **福祉的就労**：企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。
 - *5 **障害者雇用率（法定雇用率）**：障害者雇用促進法に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。身体障がいのある人および知的障がいのある人について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定、事業主などに障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの（平成30年3月までは、精神障がいのある人の雇用義務はないが、雇用した場合は雇用率の算定に含まれる）。
 - *6 **合理的配慮**：障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。
 - *7 **就労移行支援**：障害者総合支援法に基づく、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。
 - *8 **障害者差別解消法**：国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。

(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

- 障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。
- 相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校*¹卒業生や就労移行支援*²事業所の通所者などの就業を促進します。

(3) 雇用・就労機会の拡充

- 町内において障がいのある人の雇用を推進している事業所や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。
- 計画的な町職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間事業所に率先して障がいのある人たちの雇用の推進に努めます。

(4) 福祉的就労の場の充実

- 身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労*³の場などの充実を図ります。
- 就労継続支援B型事業所*⁴や地域活動支援センター*⁵の障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。

-
- * 1 **特別支援学校**：障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。
 - * 2 **就労移行支援**：障害者総合支援法に基づく、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。
 - * 3 **福祉的就労**：企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。
 - * 4 **就労継続支援B型事業所**：障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスを提供する事業所。
 - * 5 **地域活動支援センター**：障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

4 安全・安心対策の推進

災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会*¹」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 安心できる地域生活のために、災害時における避難行動などの支援体制づくりをすすめます
- ② 障がいのある人が、財産権侵害となる悪徳商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、被害防止のための取り組みをすすめます

(1) 災害時の避難行動支援体制の充実

- 災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、ファックスや電子メールなどの電子媒体の活用など、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。
- 災害対策基本法*²に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちについて、災害が起きた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者*³）の把握に努めます。
- 災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者*³を支援する人たち、障がい福祉サービス*⁴事業所などと、町の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。
- 災害時に一般避難所での生活が困難な障がいのある人の受け入れ先として、民間福祉施設が活用できるよう、施設側との協議をすすめます。
- 見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者*³と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。

* 1 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

* 2 **災害対策基本法**：国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

* 3 **避難行動要支援者**：高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

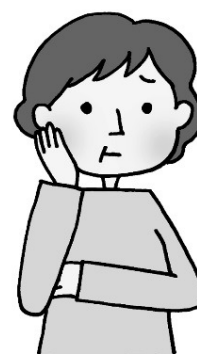
* 4 **障がい福祉サービス**：障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

(2) 災害時の多様な情報伝達の実施

- 災害時における情報伝達については、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。

(3) 悪徳商法による消費者被害対策の充実

- 障がいのある人が振り込め詐欺などの消費者被害や街頭犯罪などの、いわゆる悪徳商法の被害にあわないよう、警察などと連携しながら防犯対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。



第3節 社会参加の機会を充実していきます

1 療育と教育の充実

適切な療育*¹と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー化をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会*²」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 就学前から就学期における相談支援体制の充実を図ります
- ② 療育*¹の場や機会の充実を図ります
- ③ 障がいのある児童・生徒が、合理的配慮*³による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます
- ④ 学校教育施設のバリアフリー*⁴化をすすめます

(1) 就学前から就学期における相談支援体制の充実

- 就学前から就学期における一貫したかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。
- 発達障がい*⁵など、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。

(2) 療育の場と機会の充実

- 障がいのある子どもの育児にかかる相談体制の充実に努めるとともに、より身近な地域において適切な療育*¹を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育*¹の場や機会の確保に努めます。
- 療育*¹の場や機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切な療育*¹を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育*¹の場や機会の確保に努めます。

*1 **療育**：障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

*2 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

*3 **合理的配慮**：障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

*4 **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

*5 **発達障がい**：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

(3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

- とともに育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。
- 学齢期において、ともに学ぶ環境づくりをすすめます。
- 障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法^{*1}に基づく合理的配慮^{*2}の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育^{*3}の充実を図ります。
- 発達障がい^{*4}など、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。
- 学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。

(4) 学校における進路指導・就労指導の充実

- 障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。

(5) 学校教育施設のバリアフリー化の推進

- 障がいのある子どもが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー^{*5}化や、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所として利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー^{*5}化をすすめます。

*1 **障害者差別解消法**：国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。

*2 **合理的配慮**：障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

*3 **特別支援教育**：障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

*4 **発達障がい**：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

*5 **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会*¹」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取り組みを支援します
- ② 障がいのある人が、円滑にスポーツやレクリエーション、文化活動などを行うことができるような環境整備をすすめます
- ③ 障がいのある人やその家族の団体の活動を支援します
- ④ 障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します

(1) 地域での交流の機会の充実

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法*²に基づく合理的配慮*³の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
- 隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守っていくなど、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

- 障がいのある人が、さまざまなスポーツ・文化活動、町が実施する行事やイベントなどに参加できるよう、条件整備や支援人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。
- 障がいのある人たちの社会参加をすすめるため、スポーツ・文化活動などに関する各種教室を開催するとともに、生涯を通じて学習できる機会を整えます。

* 1 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

* 2 **障害者差別解消法**：国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。

* 3 **合理的配慮**：障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援

- 障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。
- 障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら、団体の運営費や福祉大会などへの参加補助などにより、活動を支援します。

(4) ボランティアの育成と活動の支援

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティアの育成について、関係機関と協力しながらすすめます。
- 障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。



3 生活環境の整備

バリアフリー*¹化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会*²」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 建築物、公共交通機関などのユニバーサルデザイン*³化、バリアフリー*¹化をすすめるとともに、身体障がい者用の駐車スペースなどのマナーについてより一層強化します
- ② 障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境の整備をすすめます

(1) 福祉環境整備の促進

- 障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設や民間施設の建築物のバリアフリー*¹化やユニバーサルデザイン*³化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努めます。
- 点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、利便性が高い場所に余裕を持った適切な駐車スペースの確保をすすめます。
- 障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー*¹化を支援します。
- 町内のバリアフリー*¹情報を掲載したバリアフリーマップ*⁴を作成し、適宜更新しながら、周知、活用を促進するとともに、バリアフリー*¹に関する意識の向上を図ります。

(2) 住宅・住環境整備の推進

- 新設される公営住宅をバリアフリー*¹化で対応していくとともに、住戸改修の際にも可能な限り、新設のバリアフリー*¹設計と同様の仕様とするように努めます。
- 障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。

*1 **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

*2 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

*3 **ユニバーサルデザイン**：バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設設備や製品などをデザインする考え方。

*4 **バリアフリーマップ**：障がいのある人や高齢者、小さな子ども連れの人など、誰もが、安心して気軽に外出することができるよう、主要な公共施設や民間施設のバリアフリー情報をまとめたマップ。

4 コミュニケーションの支援

情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会^{*1}」の実現をめざします。

そのために桂川町では、

- ① 情報提供のバリアフリー^{*2}化をすすめます
- ② コミュニケーション支援の充実を図ります

(1) 情報提供のバリアフリー化の推進

- 町の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、町政に関する情報を取得することができるよう、情報提供のバリアフリー^{*2}化をすすめます。

(2) コミュニケーション支援の充実

- 手話通訳者^{*3}や要約筆記者^{*4}などの養成・派遣事業をすすめます。
- 役場ならびに町が所管する行政窓口では、コミュニケーション支援に配慮した取り組みをすすめます。(再掲)
- 広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
- 町の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。

*1 **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

*2 **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

*3 **手話通訳者**：手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

*4 **要約筆記者**：手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

第5章 計画の推進のために

第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、健康福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

第2節 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、町内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス^{*1}事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

第4節 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル^{*2}」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス^{*3}事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー^{*4}」の実現をすすめます。

-
- *1 **障がい福祉サービス**：障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。
 - *2 **社会モデル**：障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考え。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、たとえば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。
 - *3 **障がい福祉サービス**：障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。
 - *4 **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

資料編

1 桂川町障害者施策推進協議会規則

平成 20 年 9 月 24 日

規則第 14 号

改正 平成 24 年 3 月 23 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、障害者福祉に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、桂川町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 障害者福祉計画の策定及び推進並びに障がい福祉計画の推進に関すること。
- (2) 障害者に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 障害者施策等の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障害者（児）福祉団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認められる者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、初回の任期は、平成 21 年 3 月末日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第3号）

この規定は、公布の日から施行し、平成23年6月30日から適用する。

2 協議会委員名簿

選出機関名	役職名	氏名	備考
桂川町議会	文教厚生委員会 委員	吉川 紀代子	
桂川町民生児童委員協議会	会 長	○ 原口 孝子	
桂川町社会福祉協議会	会 長	◎ 井上 勝利	
桂川町身体障害者福祉協会	会 長	芳中 リツ子	
桂川手話の会	会 長	右田 よう子	
桂川町手をつなぐ育成会	事務局長	田中 千津代	
桂川町教育委員会	教育委員	藤川 珠磨子	平成28年 12月15日まで
	教育委員	畠中 聡子	平成28年 12月26日から
桂川町区長会	区 長	村井 一昭	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	中竹 秀博	
飯塚公共職業安定所	統括職業指導官	工藤 公成	

◎：会長 ○：副会長

任 期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

3 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
平成28年10月27日	第1回推進協議会	計画策定の趣旨と方法の協議
平成28年11月15日	関係団体ヒアリング	桂川町手をつなぐ育成会
平成28年11月17日	関係団体ヒアリング	桂川手話の会
平成28年11月21日	関係団体ヒアリング	嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会
平成28年11月30日	関係団体ヒアリング	桂川点訳カトレアの会
平成28年12月20日	第2回推進協議会	調査結果の報告、計画素案の検討
平成29年1月27日	第3回推進協議会	計画素案の協議
平成29年2月15日 ～ 2月28日		パブリックコメント
平成29年3月6日	第4回推進協議会	パブリックコメント結果の報告、 計画案の協議・承認

桂川町第2期障がい者計画

発行年月 平成29年3月

編集・発行 桂川町 健康福祉課 福祉係

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居361番地

TEL : 0948-65-0001

FAX : 0948-65-0078

E-mail : fukushi@town.keisen.fukuoka.jp



桂川町